

## 会議録

会議の名称	令和7年度 第3回 都市計画税制審議会
開催日	令和7年10月8日（水）午前10時30分から午後0時30分まで
開催場所	白岡市コミュニティセンター 集会室1・2
会長等	会長 坂巻 仁志、副会長 真鍋 陸太郎
出席者の氏名・出席者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1号委員 石塚 茂、黒須 誠、松村 房美、佐々木 操</li> <li>・2号委員 細井 盛賢、真鍋 陸太郎、井上 由香、高瀬 勉、松原 功、諸岡勇一郎</li> <li>・3号委員 公平 雅俊、岸 幹夫、坂巻 仁志</li> </ul> <p style="text-align: right;">(合計: 13人)</p>
欠席者の氏名・欠席者数	森田 秀幹、齋藤 一 (合計: 2人)
市出席者の職・氏名	<p>経営企画部長 神田 正、上下水道部長 内田 学          企画政策課: 課長 小林 知史、課長補佐 中野 立士、主査 吉野 大輔          主任 杉崎 晃洋</p> <p>財政課: 課長 吉田 恭久、主査 野本 有慈          税務課: 課長 大瀧明志、主査 齋藤 勝、主査 鈴木 陽子          街づくり課: 課長 佐々木 雅美、主幹 齋藤 慎一          道路課: 課長 大久保 秀樹、課長補佐 大山 武士          上下水道課: 課長 安藤 勝 経営課: 主査 井上 和也</p>
事務局職員の職・氏名	企画政策課 課長 小林 知史、課長補佐 中野 立士、主査 吉野 大輔 主任 杉崎 晃洋

配布資料	<ul style="list-style-type: none"><li>・次 第</li><li>・都市計画税のあり方について（答申）（案）</li><li>・【参考資料】埼玉県内市町村 都市計画事業費等と都市計画税の充当状況</li><li>・【参考資料】令和7年度 第1回都市計画税制審議会 会議録</li><li>・【参考資料】令和7年度 第2回都市計画税制審議会 会議録</li></ul>
------	---

議事の経過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p><b>1 開会</b></p> <p>開会宣言 傍聴者2名を報告</p>
坂巻会長	<p><b>2 会長あいさつ</b></p> <p>【坂巻会長あいさつ】</p>
事務局	<p>本日は、事務局でございます経営企画部企画政策課のほか、諮問案件関係課でございます、経営企画部財政課、総務部税務課の職員、また、都市計画事業及び土地区画整理事業の関係課として、都市整備部街づくり課、道路課、上下水道部経営課、上下水道課の職員も出席しております。</p> <p>ただいまの委員の出席状況を申し上げます。</p> <p>ただいまの出席状況は、委員13名でございます。</p> <p>したがいまして、白岡市都市計画税制審議会条例第5条第2項の規定による定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>配布資料につきましては、事前に送付させていただいております「配布資料一覧」のとおりでございます。</p> <p>不足している資料などはございませんでしょうか。</p> <p>それでは、白岡市都市計画税制審議会条例第4条第2項では、会長が会務を総理するとございますので、議事進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。</p>
坂巻会長	<p><b>3 議事</b></p> <p>「都市計画税のあり方について（答申）（案）」について</p>

	<p>それでは、暫時の間、議長の職を務めさせていただきます。      委員の皆様には円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。      それでは、議事に入ります。「都市計画税のあり方について（答申）（案）」について、事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<b>【事務局 説明】</b>
坂巻会長	<p>事務局からの説明が終了いたしました。      それでは、ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。</p>
A 委員	<p>第2回の会議の際に、新規の土地区画整理事業につきまして、土地利用の調整を行っている地区があるが、不明瞭な状況であるというような説明がありました。      過去に白岡駅の東部地区において土地区画整理事業が検討されており、北地区、中央地区、南地区とありましたが、土地利用の調整を行っている地区というのは、どちらのことでしょうか。</p>
市説明者	<p>現在、土地利用の調整を行っている地区にきましては、白岡駅東口の東部地区ではなく、白岡中学校北側の地区になります。</p>
A 委員	<p>3年前に千駄野のセブンイレブン付近で、火災が発生しました。道路の幅員が2m程度で、消防車が入っていくことができない状況でした。      住宅が密集した地域で土地区画整理事業を進めるのも難しい面はあるかと思いますが、住民の住環境の整備や安心安全のためにも面的な整備は必要であると思います。      白岡駅の東部中央地区の北側や南側については、土地区画整理事業を実施する考えはありますか。</p>
市説明者	<p>現在、白岡駅東口から東北自動車道までの約30haの区域を東部中央地区として、平成8年から土地区画整理事業を実施しております。      過去には、東部中央地区の北側と南側も合わせて約100haの面積で土地区画整理事業が検討されておりました。      土地区画整理事業を行うためには、市街化調整区域を市街化区域に編入する必要がありますが、埼玉県の方針では、人口減少局面においては、</p>

人口フレームの確保ができず、住居系の土地区画整理事業での市街化区域の編入が難しい状況です。

市街化調整区域において、住宅が密集している地区については、道路の拡幅や地区計画を定めて対応することは考えられますが、土地区画整理事業による整備は困難であると考えています。

B 委員

答申案について、最後の1行の「都市計画事業等の状況により、適切に税率の見直しを行っていくこと。」については異存ありません。

都市計画税は、目的税ということが法律で定められていますが、目的税とは何かといいますと、法的に目的税というのは、使い方が定められている税金であるという意味だと思います。つまり、都市計画税として徴収したものは、都市計画事業にしか使えないというのが、目的税の趣旨です。目的税において、全て事業費を賄わなければならないということは、国・県も示していない通り、決まりはない訳です。

例えば、国民健康保険税につきましては、保険の受益を受けている方が、自分たちの負担で賄い、100%を目指すというのは、当然だと思いますが、それですら、多くの自治体は、一般財源を投入している状況です。

都市計画税が法律で目的税として定められて、その中で、なぜ市街化区域の人だけから取るのかということを考えると、市街化区域の人が都市計画税を使う事業によって、利益を受けるから負担するという趣旨で区域が定められているということだと思います。

これまでの資料でも、都市計画事業の中には、都市計画道路、土地区画整理事業、公共下水道事業が示されておりまして、市街化区域の人だけが利益を受けているというのは、公共下水道事業だけだと思います。

これまで市が行ってきた事業で、新白岡の約50haの土地区画整理事業がありますけど、これについては、都市計画税も充当されており、白岡駅周辺の市街化区域の人から徴収した都市計画税が投入されています。市全体の発展という意味では、市民全体が利益を受けている訳ですけど、それが果たして受益者負担といえるのかということがあります。

また、市役所前の都市計画道路白岡宮代線の整備が進められていますが、市街化調整区域で行われている事業であって、道路によって受益を受けるのは、市街化区域の人だけではなく、市民全体が利益を受ける事業であると考えております。

	<p>答申案でも、充当割合ということが記載されていますが、公共下水道事業に対する充当割合というのを一番に考えるべきではないかと考えております。公共下水道事業に対する充当割合は、100%を超えている訳ですから、なぜこの時期に都市計画税を上げるのかということを説明する際に、公共下水道の事故などがあり、更新をしなければならず事業費が多額になるので、負担をお願いしたいとい理由であれば説明しやすいと思いますが、今後5年間の公共下水道の事業費については、ほとんど変わらないということなので、税率を上げるのは、今ではないのかなと思います。</p> <p>前回の会議の中で、都市計画事業に一般財源を充当するのは不公平であるという意見があるということが都市計画税を上げる理由の1つであるという説明があったように思います。</p> <p>都市計画税を支払っていない市街化調整区域の方からするとそういう意見があるかもしれないということは認識していますが、逆に市街化区域の都市計画税を払っている方の意見というのも、市の方で汲み取られているのかというのが疑問でした。</p> <p>答申案の「都市計画事業等の主な財源が都市計画税となるような税率とすること」というのは、市の考え方であって、審議会の答申としては、これまで会議の中でもそのような意見はなかったように思います。</p> <p>また、答申の骨子案において、社会保障費の増加などにより財政状況が厳しくなり、都市計画事業の継続が難しくなったから都市計画税を上げる必要があり、充当割合70%が望ましいとありましたが、本当に充当割合70%が望ましいと考えるならば、今後5年間の事業計画の事業費を下げれば充当割合は、70%になる訳です。</p> <p>都市計画税を上げなくとも、収入に見合った事業を計画すれば、充当割合はどうにでも変わる訳なので、都市計画税を上げる理由になるのかなと疑問に思いました。</p> <p>受益者が利益となるような事業が行われる時にその負担をお願いするというのが、税の適正なあり方ではないかなと思います。</p> <p>C委員 答申骨子案の中に都市計画税の充当割合が70%以上という記載がありました。今回配布された他市町村の充当状況では、白岡市が約30%で、70%や50%以上の市町もありました。都市計画税の充当割合を50%、70%に引き上げて、都市計画事業を進めたいということについて、理解できないところがあります。</p>
--	---

市説明者	<p>市街化区域につきましては、今後10年以内に計画的に市街化を進める区域として、本市においては、立地適正化計画を定め、市街化区域内の住環境や駅周辺の整備などを進めることとしております。</p> <p>市街化区域の人の受益としては、公共下水道事業であるというご意見もいただきましたが、道路整備などによりましても住環境の向上が図られるものでございます。</p> <p>埼玉県内の自治体の都市計画税率や充当状況なども参考に妥当な水準の都市計画税制が運用されてきていればよかったです、都市計画税の導入時に、とりあえず最低税率の0.1%から導入され、導入以来、見直しが行われてこなかったという経緯もございます。</p> <p>市街化区域の住環境の整備という面からも適切な充当割合で、都市計画税率の見直しをご提案させていただいたところです。</p>
B委員	<p>昭和52年の都市計画税制審議会では、とりあえず最小限の税率とすることとしていますが、市としては、0.1%ではなく、0.15%で議案として提出されています。議会において、0.1%に修正されて、それ以来、0.1%できているという歴史も踏まえなくてはいけないと思います。</p>
D委員	<p>都市計画税率の見直しを行う場合には、パブリックコメントは実施する予定ですか。</p> <p>パブリックコメントにより、ネガティブな意見が色々と出てきた場合に、議案の提出に当たり、影響を与える可能性はあるのかお聞きしたいと思います。</p>
市説明者	<p>都市計画税条例の改正を行わせていただくような場合には、手続的にパブリックコメントを実施しなければならないということはございません。本審議会から答申をいただきまして、議会に上程させていただくことになります。</p>
D委員	<p>物価高の状況において、市民生活に影響があるものについては、パブリックコメントにより市民の意見を聴取するということは必要ではないでしょうか。</p>
市説明者	<p>都市計画税をはじめ、税につきましては、公平に負担いただき、必要な市民サービス等の財源とするものです。パブリックコメントを実施し</p>

	た際に、市民感覚からすると、税を上げることについては否定的な意見が多くなることが想定されることから、税という性質からするとパブリックコメントにはなじまないものと考えております。
D 委員	パブリックコメントについては、税にはなじまないものとして理解していますが、多くの市民の方は、都市計画事業などについての知識を得ることは難しいと思いますので、様々な機会や手段で、市民の方にも分かりやすいような説明を検討していただきたいと思います。
E 委員	答申案において、「主な財源が都市計画税となるような」と記載されていますが、80%や90%の印象を持つてしまうので、例えば「財源が十分な割合を都市計画税となるような」のように文言を修正することは可能でしょうか。
市説明者	答申の文言については、修正いただくことも可能です。
E 委員	第1回、第2回の会議の中で、「主な財源を都市計画税」ということは、意見として出ていないので、調整していただいた方がいいと思います。
F 委員	都市計画税を負担する根拠を公共下水道事業に依る意見がありましたが、私も市街化区域に住んでいて、周辺は下水道が整備されています。市街化区域内の未整備の下水道の整備に都市計画税を支払うというロジックになってしまって、都市計画税の使われ方として、公共下水道事業にそこまでフォーカスしていいものなのかと疑問に思いました。 もっと全般的な白岡市の都市計画区域を充実させるために都市計画税があるという認識で考えておりましたので意見を言わせていただきました。
E 委員	都市計画というのは、市街化区域において主たる事業を行いますが、それが市域全域への貢献をもたらすというのが前提ですので、都市計画事業というのは、公共下水道だけにフォーカスするものではないということは前提にした方がいいかと思います。
B 委員	私も都市計画事業が市域全体の発展をもたらすということは間違い

	<p>うことだと思います。</p> <p>私が言いたかったのは、市街化区域の人だけから徴収している都市計画税が、どのように使われるのがいいかということを申し上げたかった訳で、都市計画事業を否定するものではありません。</p> <p>市の方から、不公平という説明があったので、それに対する私の考えを先ほど、述べさせていただいたものです。</p>
E 委員	<p>都市計画税制審議会の答申を市長に対ししますと、都市計画税条例の改正を議会に上程する流れになると思いますが、税率を何%にして上程するみたいな情報提供は、本審議会に対してしていただくことは可能でしょうか。</p>
市説明者	<p>本審議会からの答申をいただきまして、12月議会に上程する予定です。11月上旬には議案としてまとめる必要がありますので、10月中には、税率と条例改正の準備を進める必要があります。</p> <p>方針がまとまりましたら、本審議会に情報提供させていただくとはできます。</p>
G 委員	<p>公共下水道事業について、極端なことを申し上げますと、公共下水道の整備には、都市計画税を充当し、公共下水道の維持・管理には、使用料を充当するのかなという理解をしております。</p> <p>第1回の会議の「都市計画事業費等と都市計画税の充当状況」という資料の中で、令和4年度の都市計画税の収入額が約1億7,300万円に対して、下水道事業費が約1億8,600万円ということで、都市計画事業としては、土地区画整理事業も街路事業もある中、都市計画税については、主に公共下水道事業の整備に充当されているという印象を受けます。</p> <p>では、都市計画税の使途は、公共下水道事業に限ったことなのかとなると疑問に感じる市民の方もおられると思います。</p> <p>今後の公共下水道事業の整備の方針や老朽化などの管の改修や更新についても都市計画税を充当するのか、使用料で賄っていくのか。あるいは、国の補助金や地方債の制度が創設されるのか。</p> <p>将来の負担を考えると、地方債を少なくして、都市計画税などで賄つていった方がいいのかなどの整理も必要ではないかと思います。</p> <p>都市計画事業全体の話になると、受益者負担との関係で整理が難しいところもありますので、都市計画税の主な使途というのは、公共下水道</p>

	<p>事業の整備に使われているのかなと感じております。</p> <p>公共下水道事業の維持・管理については、下水道使用料で賄われていると考えられるので、その他の都市計画税の使われ方がどうなるのかということを説明する必要があるのではないかと思います。</p>
B 委員	<p>白岡市の市街化区域で、公共下水道が整備されていない地域はあるのでしょうか。</p>
市説明者	<p>公共下水道事業の認可面積に対する整備率は、80.3%となっております。具体的な地域としては、白岡工業団地の整備を現在進めているところです。</p>
B 委員	<p>今の事業計画においては、白岡工業団地だけが未整備ということですが、今後5年間の事業費の推計の中には、工業団地の整備も含まれているということですね。</p> <p>白岡工業団地の方からは、都市計画税は徴収しているのでしょうか。</p>
市説明員	<p>白岡工業団地については、市街化区域ですので、昭和53年から都市計画税は徴収しております。</p>
B 委員	<p>昭和53年当時、公共下水道事業を始めるということで、市街化区域の方から受益者負担金を徴収しており、1m<sup>2</sup>当たり550円ほど徴収しており、市街化区域の面積から算出すると約30億円程度になると思われます。</p>
市説明員	<p>公共下水道事業の実施に当たって、受益者負担金を徴収しております。負担金の単価は、負担区ごとに定められており、負担区により580円から720円となっています。また、市街化区域であっても、道路や公共施設、減免措置などがあるため、単純に面積に単価を乗じて算出した額と実際に賦課した額には差異があります。実際には、平成2年度から令和6年度までの間に、約17億円の受益者負担金を徴収しております。</p>
G 委員	<p>先ほど、公共下水道事業認可区域の整備率が80.3%というお話をされました。公共下水道の計画区域と事業認可区域の違いを教えてください。</p>

	<p>それによって、どのくらいの年数がかかるのか、どのくらいの事業費がかかるのか、今後の都市計画事業等の状況により、見直しを行ういうことも答申に入ってくるのかなと思います。</p>
市説明員	<p>公共下水道事業については、概ね市街化区域に整備をすることとしておりまして、整備率は、約 80%で未整備区間については、現在、整備を進めているところです。</p> <p>未整備区域の白岡工業団地につきましても、相当の事業費がかかりますので、都市計画税を活用させていただき整備を進めていきたいと考えております。</p> <p>また、八潮市で陥没事故が起きましたが、同様の事故を防ぐためにも、老朽管の更新は非常に重要な課題となっております。白岡市においても、今後、管渠が耐用年数を迎えると老朽化していくことになります。先ほど、整備は都市計画税と受益者負担金で、維持・管理費は下水道使用料で賄うというご意見もありましたが、大規模な更新となりますと都市計画事業になりますので、都市計画税を活用させていただく事業は整備が完了した後も継続していくものと考えております。</p>
H 委員	答申案の中の「都市計画事業等」の「等」というのは、都市計画事業以外に何を指しているのでしょうか。
市説明員	<p>「都市計画事業等」の「等」につきましては、土地区画整理法に基づく土地区画整理事業を指しております。</p> <p>法律では、都市計画税は、都市計画法に基づく都市計画事業と土地区画整理法に基づく土地区画整理事業に充當することとしているため、この2つの事業に限定されます。</p>
坂巻会長	答申案につきまして、様々な意見をいただいておりますが、文言的な修正をするというのもありますが、抜本的に直す必要があるのではないかというご意見がありましたらお願いします。
F 委員	<p>答申案については、審議会として出すには、シンプルすぎるかなと思います。会議の中で多様な意見が出ているので、多様な意見を多少反映する形にした方がいいのではないかと思います。</p> <p>物価高の社会状況や都市計画税の使われ方など文章としていくつか</p>

	<p>意見を上げたうえで、一方で都市計画税を上げなければならないという状況というのも、市民の方によつては、賛成ではないんですけど、致し方なしのようなとこも含めて審議会の答申としてまとめた方がいいと思います。</p>
E 委員	<p>答申案では、充当割合だけが論点になっているように感じるので、それだけでは、審議会で議論してきた内容が十分ではないような気がします。</p> <p>具体的な数字や税率を上げるみたいなことは記載するのは難しいとい思うのですが、議論してきた内容をもう少し記載して、多様な意見がある中で、審議会では、数字までは記載できないということまで記載して市長に答申するべきだと思います。</p>
B 委員	<p>審議会で様々な意見が出ているので、それらを踏まえた答申案を考えいただきたいと思います。</p>
I 委員	<p>本当に多様な意見が出されたと思います。昭和 52 年の答申につきましても、色々な意見が出たというのが記載されております。</p> <p>審議会の役割として、都市計画税について、市長から諮詢を受けて議論をしたということですので、少数意見であつても、このような議論が出たというのを市長に答申して、税率については、市の方で、答申を踏まえて、判断いただくことだと思います。</p> <p>税に関することは、パブリックコメントができないということで、傍聴についても縛りがあるかと思いますが、議会に提出する前に市民の方にお知らせする方法については検討いただいてもいいのかなと思います。</p> <p>市街化区域にお住まいの方については、税負担のところで自分の財産に関わってくることですので、丁寧な説明をしていただければと思います。</p>
B 委員	<p>市で答申案を検討していただくに当たって、多様な意見が出て、どれも少数意見でこんな意見が出たというのでは分かりづらいと思います。</p> <p>少なくとも今が税率を上げる時期なのかどうなのかぐらいの、各委員のお考えは、ある程度お聞きしておいた方が市も検討しやすいでしょうし、意見は言ったけど、少数意見で片付けられてしまったということに</p>

	<p>もなりかねないと思います。</p> <p>税率を上げる時期が今なのかどうかというのを多数決で決めるというのも難しいのですが、審議会としての意見の方向性というか、皆さんの意見が反映されるような方法を考えてはいかがでしょうか。</p>
E 委員	<p>審議会の委員さんでも意見がまとまらないのですが、パブリックコメントは実施しないという方針でよろしいですか。</p> <p>答申として、パブリックコメントの実施を求めるなどを記載することは可能ですか。</p> <p>白岡市のパブリックコメント手続要綱でも「税金等の金銭徴取に関する条例」は、パブリックコメントを実施しないことができると定められていますので、実施しても違反ではないと思います。</p>
市説明者	<p>パブリックコメント自体が全くできないということではなく、税の性質からするとパブリックコメントの実施は適しないというご説明をさせていただきました。</p> <p>税について、パブリックコメントを実施することは前例がなく、税に関する条例を改正する場合に、市民の皆様にご意見をいただくべきかどうか、都市計画税だけではなく税制全般に関する大きい視点で検討させていただきたいと思います。</p>
E 委員	<p>通常であればパブリックコメントは実施しない案件ではあると思いますが、昨今、税金に関する話題はセンシティブで、審議会でもなかなか決められないという状況ですと、例外的にパブリックコメントを実施するというのもあるのかなという感想です。</p>
F 委員	<p>意見集約というお話がありましたが、おそらく意見はバラバラだと思います。</p> <p>答申として、どのような文章になるかは分かりませんが、審議会の意見としては、反対の意見も賛成の意見もありましたとか、パブリックコメントを実施してほしいとか、割と自由に記載していただいて、議会に上程していただくという形がいいのではないかと思います。</p>
B 委員	<p>様々な意見が出ました。それは、少数意見でしたとならないようなまとめ方で、必要な意見を羅列していくというものであれば賛成です。</p>

	<p>もう1つ言っておきたいのが、国政では、減税について盛んに議論がされています。物価が上がって、皆さん苦しい思いされているというのが今の世情な訳です。今のこの世情の中で、税金を上げるというのは、非常に厳しいのではないかというのが意見です。</p>
坂巻会長	<p>答申としては、審議会の中で様々な議論があったということが分かった文章になった方がいいのかなと思います。</p> <p>先ほどご意見が出ましたけど、参考意見として、今あげるべきではないとか、上げるのが適当であるとか、数字的なものもアンケート結果みたいな形で答申に入れてもいいかなと思いました。</p>
F委員	<p>会社でしたら、答申案のたたき台をスクリーンに映して、会議の中で意見を出していただいて、その場で修正して、会議が終わるときには、意見出尽くした状態でまとまっているという形で終わらせます。</p> <p>できれば次回とかで会議を終わらせるべきだと思うので、意見集約の方法も含めて検討していただいた方がいいと思います。</p>
J委員	<p>私は、いくつかの審議会に関わってきましたけど、答申案については、事務局の考え方方が記載されていて、議論された内容が網羅されていないというのは、おかしいと思います。</p> <p>審議会が始まる前は、税率を引き上げるということが前提で審議が始まったと理解していたのですが、上げるか上げないか、いろいろな意見が出てきている状況です。始めの審議会の趣旨と変わってきているような気がしますが、どのようにお考えでしょうか。</p>
坂巻会長	<p>最初は、税率を上げることありきかなと思いましたが、審議会の会議を重ねる中で、上げる時期ですとか、上げるか上げないかみたいなことも含めて様々なご意見をいただいております。一方で、審議会として答申をまとめることもありますので、今回の会議が最終となると心配な面もあります。</p> <p>市の方で答申案を作成していますが、検討の仕方としては、審議会の委員で集まって文章を練るみたいなやり方もあるかもしれません。</p> <p>また、これだけ意見が出ているので、意見を集約するのも難しいかもしれませんので、数字を入れるかどうかも含めて、市の方で答申案を作成していただいて、調整していくというのも1つの方法かと思います。</p>

B 委員	<p>再度、答申案を紙でもらって、その場で議論してとなると、なかなか決まらないのではないかと思います。</p> <p>その場で修正しながら議論して、あと1回くらいで終わらせていただきたいなと思います。答申案についても、2、3日前ではなくて、もう少し早く送付いただいて、意見を言えるようにしていただければと思います。</p> <p>だいたい、意見は出尽くしていると思います。</p>
市説明員	<p>ご提案いただきましたとおり、会議の場で答申案のたたき台に修正を加えていくというやり方は、可能かと思います。</p> <p>付け加えさせていただくと、審議会の意見として、多数決などで1つにまとめなければならないというものではなく、各委員の個々の意見がありまして、最終的に合議体としての意見という形になります。</p> <p>個々の意見の中には、賛成や反対の立場があると思いますので、ある程度、分野ごとに論点を整理したものを明示させていただきまして、そこに個々の意見が反映されているかどうかというところをご確認いただく方法がいいのかなと思いました。</p> <p>審議会として、1つの方向性を打ち出すのではなく、皆さんからご意見をいただいたものを集約して答申としてまとめて、議会で活発にご審議いただく材料となるようなものをいただければと思います。</p>
G 委員	<p>諮問書の趣旨において、「都市計画税の賦課について、その税率水準をどの程度にするべきか、当市における都市計画事業等の実態や都市計画事業費の推計値をもとに意見を求める」とあります。都市計画税の賦課について、税率水準をどの程度にすべきかというところを答申の中に盛り込まなければいけないのかなと思います。</p> <p>答申案にあるように、「都市計画事業等の主な財源が都市計画税となるような税率とする」という表現でいいのか、数値として税率を示すということを意図していたとすると、次回の会議で意見を出さないといけないのかなと思いますが、どのような考え方でしょうか。</p>
市説明者	<p>税率水準につきましては、税率の数値を審議会においてお示しいただくことは、非常に難しいと思われますので、ある程度の幅を持たせた答申としていただければと考えております。</p>

G 委員	文言よりも数字で示した方が望ましいということですか。
市説明者	市としては、税率でお示しいただけるとありがたいと思いますが、審議会として、具体的な税率を総意としてお示しいただくことは難しいと思いますので、文言で表現していただければと考えております。
坂巻会長	答申骨子案の中で、数字が示されておりましたが、その数字 자체がいいかどうかは置いといて、答申として数字を示すというお考えはありますか。
市説明者	答申案として、市の方で作成させていただきましたが、市の考え方としては、具体的な数字を示すという考えはなかったところです。
F 委員	<p>諮問書に税率を審議するということが記載されているのであれば、答申で示した方がいいと思います。</p> <p>会議の意見では、0.1%の現状という意見や答申案では、主な財源はとあるので、その水準を満たすのであれば、0.2%や0.25%というようなどころで、幅を持たせて様々な意見を吸い上げるというのもいいかなと思います。</p>
坂巻会長	諮問書をいただいた時に、税率は示してほしいのかなという意図は感じました。ただ、議論の中では、具体的な数字を示すというところまではいっていないかなとも思います。
B 委員	<p>審議会として数字でお示しするというのはいいのですが、そうすると各委員にどの税率にするか聞かなくてはいけなくなります。</p> <p>これまでの議論では、0.1%で十分という意見や都市計画税をもっと集めた方がいいという方は、0.3%という意見もあるかもしれません。</p> <p>そうすると、審議会では、0.1%から0.3%の意見が出たということになってしまないので、会議で出た意見と見直しの時期を答申するのがいいのではないかと思います。一度、数字を聞いてみてからの判断でもいいと思います。</p>
坂巻会長	税率や見直しの時期などの皆さんの意見をうかがってもいいのかなと思います。これだけ意見が出ていますので、答申案のような総論的な

	<p>意見だけの答申ではなく、これだけの白熱した議論があったと伝わりにくいのかなと思います。</p> <p>この場で皆さんのお意見を聞くというのも難しいと思うので、次回の審議会までに、皆さんから意見を聴取するという方向でもいいかなと思います。</p>
G 委員	<p>答申骨子案の中で、充当割合の話が出て、充当割合を 35%から 70%にすると、税率が 0.25%から 0.20%にした方がいいのではないかという内容でしたが、それがいいのかどうかの議論がなくて、充当割合という数字だけが 1 人歩きしているような感じがあります。</p> <p>なかなか、税率について判断するのは難しいと思いますが、会議資料の中では、制限税率が 0.3%の中で、現状は 0.1%であり、事業費の実績があり、今後もこれだけの事業費がかかるということで、このままでいいのかというところが出発点だと思います。</p> <p>個人的には、財源が不足しているのであれば上限まで上げてもいいのではないかと思いますし、ご意見によっては、そこまで上げなくても 0.2%でもいいのではないかというのもあるかと思います。</p> <p>市全体の財政の中では、地方債もできたら減らしていく中で、都市計画税の割合をどの程度がいいのかということを考えた時に、市としては、70%ぐらいが適当ではないかということが示されたと思います。</p> <p>充当割合が 100%ということであれば、税率は 0.3%になると思いますが、なかなか判断が難しいところだと思います。</p> <p>答申骨子案では、今のところ、充当割合が 35%だから、充当割合を 70%に上げるということで、税率も 0.2%から 0.25%ということで、なるほどと思いましたので、答申でその辺も示すことができるといいかなと思います。</p>
D 委員	<p>税率を含めて答申を作成するとなると、0.3%である可能性もある訳ですので、そういうことを考えた場合に、激変緩和措置として、段階的に上げるようなことも答申の中に盛り込むこともできると思います。</p> <p>たばこ税や軽自動車税などでも、税条例の中で期日を定めることができたと思います。</p>
B 委員	<p>税率について、様々な意見がありましたが、都市計画税は何を根拠に徴収するかというと固定資産税な訳です。</p>

	<p>他にも目的税はありますが、復興特別税や国民健康保険税などは、所得に応じて算出される訳です。</p> <p>都市計画税というのは、所得に関係なく、市街化区域内に家があれば賦課される税であるということを考慮して、税率の上げ方なども検討する必要があると思います。</p> <p>0.3%という意見もありましたが、私は、0.1%のままでいいと思いますので、そうすると0.1%から0.3%の答申ということになるので、数字は入れない方がいいのかなと思います。</p>
F委員	<p>審議会でも例示として示して、こういう意見があるということを踏まえて、市は、議会に上程する訳ですから、数字を示してもいいのではないかと思います。</p>
坂巻会長	<p>数字を示すかも含めまして様々な意見をいただいているが、答申の原案については、皆さんのお意見を踏まえて市でまとめたものを作成していただこうと考えております。</p> <p>本来であれば審議会として独自に答申を作成するべきかもしれません、これだけの人数がいると、かえって偏りが出るようなことも懸念されますので、市の方で、これまで出された意見をまとめて、審議会で修正するという方法の方が、いいものができるかなと思っています。</p> <p>また、審議会の会議録も公開されていることも含めまして、審議会での議論の経緯というのは、示すことができるかなと思います。</p>
G委員	<p>先ほども申し上げましたが、諮問書の内容を考慮すると、税率について答申の中で示さなくていいのかなというのが気になっています。</p> <p>市から提示された答申案では、具体的に税率までは示されていないで、市としては、そこまで求めていないという理解でいいのか気になりました。</p>
C委員	<p>今日の会議をお休みされている委員もおりますし、数字の話もおりましたが、委員の皆さん一人一人が、公平に意見を出せる環境があるといいのかなと思います。</p> <p>税率について、この場で一人一人が率直に意見を言えればいいのですが、なかなか難しい面もあるのかなと思います。</p> <p>会長からもアンケート的なものというお話もありましたが、そういう</p>

	<p>場があるといいと思います。</p> <p>皆さんの意見を集約して、次回の会議で検討することになると思いますが、資料は、1週間前までには配布していただきたいと思います。</p>
I 委員	<p>多様な意見をいただいておりますが、あくまでも審議会は議決機関ではありませんので、市長の諮問に応じて、市の考えの一助となるようなことを答申で示すと理解をしております。</p> <p>様々な立場の委員さんがいる訳ですから、意見集約の仕方として、書面で一人一人のお考えや意見を聴取して、市で集約して答申として取りまとめるというのも1つかなと思います。</p>
F 委員	<p>次回までにメールで税率と上げる時期とその理由などを書面で集約して修正するというのはいかがでしょうか。</p>
坂巻会長	<p>メールとかでもいいと思いますので、お考えを回答いただいて、集約したものを答申のたたき台とするということでいいかと思います。</p>
市説明者	<p>市の方で回答様式のようなものを作成させていただいて、委員の皆様に送付させていただきたいと思います。</p>
坂巻会長	<p>市の方から、皆様の方に回答様式を送付いただけるとのことですので、ご回答いただきますようお願いします。</p> <p>次回の日程については、市の方で調整していただくことになると思いますが、第4回でまとめるという流れで考えております。</p>
B 委員	<p>できれば、次回の会議日程を示していただけますとありがとうございます。</p>
市説明者	<p>10月中に開催できればと思いますが、皆さんお忙しいと思いますので、対面開催ではなく書面開催でご意見をいただくという形もありますがいかがでしょうか。</p>
坂巻会長	<p>確かに集まるにしても、皆さんお忙しいと思うので、欠席してしまうということも懸念されますので、市で取りまとめたものを書面で確認していただくという方法もあると思います。</p> <p>若しくは、一度集まった方がいいという考え方の方はいますか。</p>

F 委員	答申案のまとめやすさみたいなところを市で判断して、対面がいいのか書面がいいのか決めていただいた方がいいと思います。
市説明者	なるべく早く、皆さんの意向をうかがう質問票を作成して、送付させていただきます。皆さんの意向を踏まえて、早急に答申案をまとめさせていただきまして、書面でご意見をいただきたいと思います。
坂巻会長	<p>方向性は見えてきている思いますので、答申という性格を考えれば、大きい方針を出すというよりは、ある程度、皆さんのご意見が取り込まれたものができればと考えております。</p> <p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。</p> <p>委員の皆様の円滑な議事運営に対するご協力に感謝いたします。ありがとうございました。</p> <p>これを持ちまして、議長の職を解かせていただき、進行を事務局にお返しいたします。</p>
事務局	<p><b>7 閉会</b></p> <p>これをもちまして、第3回白岡市都市計画税制審議会を閉会いたします。</p>